

志木市移送サービス費支給 Q&A

よくご質問がある事項を以下の通り、Q&A 方式でまとめましたので、今後の手続きにご活用いただければ幸いです。

【移送サービス提供事業者様向け】

Q1 「受給資格者証」の取り扱いを教えてください。

A1 ①保険者名（志木市）と②有効期間をご確認ください。有効期間内の志木市の受給資格証の確認をもって「移送サービス費支給制度」の利用とみなします。
（受給資格者証付属の回数確認表は、利用者ご自身の回数管理に活用するもので、事業者様が記入する必要はございません。）

Q2 支給申請額計算のため、利用者の負担割合を教えてください。

A2 負担割合は個人情報にあたり、市からお教えできません。利用者本人から負担割合の確認をお願いします。

Q3 介助の加算やオプション料金は、移送サービス費の対象となりますか。

A3 介助に係る、加算やオプション料金は支給対象外です。それ以外のメーター代やストレッチャー等の機材使用料等は支給対象です。

Q4 支給申請時に添付する領収書について、指定の様式はありますか。

A4 領収書には、①利用者名、②事業者名、③利用日付、④移送サービス利用である旨が記載されている必要があります。なお、実績報告書と領収書の整合性が取れない場合、運賃等と介助料等の内訳書をご提出いただく場合があります。

※ 利用者が生活保護の場合の領収書については、移送サービス費用の1割分を生活援護課に請求し、その入金を以て領収書を作成し、長寿応援課に提出してください。

Q5 長寿応援課の移送サービス費支給と共生社会推進課のタクシー券の併用は可能ですか。

A5 利用可能です。計算方法の詳細については、申請様式の記入例をご覧ください。

【ケアマネージャー様向け】

Q6 レスパイト入院は支給対象となりますか。

A6 入院は移送サービスの対象外ですが、レスパイト入院のみ例外として支給対象です。ただし、市への事前相談があることが条件です。事前相談時にはレスパイト入院の目的（介護者が介護できない理由、どのような医療行為が必要なのか等）の確認を行います。

※ケアマネージャーの皆様は、レスパイト入院に移送サービスを利用する予定が確認でき次第、長寿応援課にご報告をお願いします。

Q7 予防接種を目的とした受診は、支給対象となりますか。

A7 支給対象です。通常受診と同じ扱いです。

Q8 病院からの退院時、病院指定のタクシー事業者を利用しましたが、支給対象となりますか。

A8 志木市移送サービスは、指定登録事業者を利用した場合のみが支給対象です。

Q9 介護度や日常生活自立度等、利用要件を満たしていない方でも、認定を受けられますか。

A9 原則できません。特段の事由がある場合、例外として個別に審査する可能性があります。審査には、介護タクシーの必要性が判断できる書類(支援経過・ケアプラン・サービス担当者会議の要点等)と認定申請書が必要です。

※1 移送サービスの認定期間は1年間です。上記の取り扱いで認定を受けた方で、翌年にも認定を希望する場合には、同様の書類が再度必要です。

※2 審査の結果、却下もしくは通常よりも利用可能回数を減らす等の対応となる場合もございます。

Q10 長寿応援課の移送サービス費支給と生活援護課(生活保護)の介護タクシー移送費の取り扱いはどうなっていますか。

A10 長寿応援課の移送サービス費の利用が優先されます。(生活保護法第4条の「保護の補正性の原理」)

Q11 自宅ではなく施設～医療機関の利用は対象ですか。

A11 介護保険法第8条の「居宅サービス」のみを利用している方が対象です。

※ 特定施設入居者生活介護については、施設入居が前提となるため、移送サービスの対象外です。

サービス種別	支給可否	備考
サービス付き高齢者向け住宅 住宅型有料老人ホーム、ケアハウス	○	一般住宅と同じ扱いとし、全面的に利用可とします。
短期入所生活介護	○	介護保険法上の居宅サービスに該当します。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	×	
介護老人保健施設	×	
特別養護老人ホーム	×	
特定施設入所生活介護 (介護付有料老人ホーム)	×	※例外※ 介護保険上の居宅サービスに該当しますが、施設への入居を前提としているため支給対象外です。

※上記の表で判断が難しいケースは、長寿応援課までご相談ください。

問い合わせ先
志木市 長寿応援課 介護保険グループ
048-473-1111